

仙台市都市公園内野球場・庭球場・運動広場運営要領

(平成 16 年 3 月 31 日建設局長決裁)

(趣旨)

第 1 条 この要領は、仙台市都市公園条例（昭和 40 年仙台市条例第 32 号。以下「条例」という。）別表第 7 中欄に掲げる野球場、庭球場及び運動広場(以下「公園施設」という)の管理運営については、条例、仙台市都市公園条例施行規則（昭和 41 年仙台市規則第 22 号。以下「規則」という。）その他別に定めがあるもののほか、この要領に定めるところによる。

(H18.3 改正)

(H19.3 改正)

(定義)

第 2 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 予約システム規則 仙台市市民利用施設予約システムの運用及び利用者登録等に関する規則（平成 15 年仙台市規則第 87 号）をいう。
- (2) 登録者 予約システム規則第 8 条第 1 項に規定する者
- (3) 利用者カード 予約システム規則第 8 条第 1 項に規定する利用者カード

(供用時間及び休館日等)

第 3 条 規則第 5 条ただし書きの市長が必要と認めるときは、次の各号に定める場合をいう。

- (1) 公園施設の維持管理のために整備を行う期間又は時間及び施設の保守点検を行う場合
 - (2) 災害、事故その他やむを得ない事由により、公園施設を使用することができない場合又は著しく困難である場合
 - (3) 第 7 条の規定により優先使用申込みの承認を行った場合
- 2 前項 3 号の承認を行った場合にその利用時間に供用時間以外の時間がある場合は、優先仮予約の承認を行うと同時に供用時間の変更を承認したものとする。
- 3 市長は、前項で承認した場合、該当施設に対して必要な処理を行うよう命令することができる。
- (H17.3 第 2 項追加)
- (H18.3 第 3 項追加)
- (H19.3 第 1 項改正、追加)

(専用利用の申込み等)

第 4 条 規則第 6 条第 8 項に規定する利用申込書は様式 7 のとおりとする。

- 2 前項の申込書の受付は、別表 2 に定める窓口の受付時間内に行うものとする。ただし、12 月 28 日及び 1 月 4 日並びに仙台市スポーツ施設条例施行規則(平成 15 年仙台市規則第 53 号)第 4 条第 1 項第 2 号に定める休館日等に該当する日は、午前 9 時から午後 5 時までの時間に限り受付を行うものとする。
- 3 公園施設の利用を市長が許可したときに交付する書類は様式 8 のとおりとする。
- 4 公園施設を利用しようとする登録者は、予約システム規則第 3 条第 2 項に掲げる方法により利用申込みを行うことができる。
- 5 前項の方法により利用申込みを行った者が、前項に定める利用申込みの操作を完了した場合は、そのときをもって利用申込書の提出があったものとみなす。
- 6 第 4 項の方法により利用申込みを行った者のうち口座振替による使用料の納入ができる旨登録された者が、第 5 項に定める利用申込みの操作を完了した場合は、そのときをもって使用承認書

の交付がなされたものとみなす。

(抽選)

- 第5条 公園施設の利用申込みを行おうとする者のうち登録者は、予約システム規則第3条第1項第3号に定めるサービスにより当選の認定を受けることができる。
- 2 前項に定める当選の認定を受けようとする者は、既に行われている第7条第1項に規定する優先仮予約の承認及び利用許可に係る利用等と重複しない範囲において、市長あて抽選申込みを行うものとする。
 - 3 前項の抽選申込みを行おうとする者は、別表2の窓口で利用者カードを提示して行う方法又は予約システム規則第3条第2項第1号若しくは第2号に掲げる方法により利用日の属する月の2月前の月の16日から同月末日までの期間内に行うものとする。
 - 4 第2項の規定にかかわらず、利用日の属する月の2月前の月の10日から同月25日までの期間に抽選申込書(様式1)を市長に対し提出することにより、抽選申し込みを行うことができる。
 - 5 市長は、第3項に定める期間の開始日の属する月の1日に、公園施設のうち抽選の申込みができない施設並びに日及び時間帯等について、別表2の窓口に掲示することにより周知するものとする。
 - 6 市長は、次の各号に掲げる抽選申込みについては、受け付けないものとする。
 - (1) 予約システム規則第5条第2項第1号に該当する登録者が庭球場以外の公園施設を対象に行った抽選申込み
 - (2) 別表1の表施設名に掲げる施設について同表使用時間帯区分に定める時間以外の時間を対象に行った抽選申込み
 - (3) 1申込者あたり利用しようとする月あたりの抽選申込みを受け付けた件数が、公園施設及びスポーツ施設条例施行規則第5条第1項に定めるグラウンドなどの施設(以下「スポーツ施設」という。)を合わせて6件を超えた抽選申込み
 - (4) 第3項及び第4項に定める期間以外の期間に行われた抽選申込み
 - (5) 第4項に定める抽選申込書の記載事項に不備がある抽選申込み
 - (6) 第3項に定める方法以外の方法により行われた抽選申込み(第4項の規定により抽選申込を行った場合を除く。)
 - 7 抽選申込みを受け付けられた者が、第3項に定める期間内に抽選申込みに係る利用を行わないことになったときは、第3項に定める方法により速やかに抽選申込みの取りやめを行うものとする。
 - 8 市長は、第3項及び第4項の規定により抽選申込を受け付けた場合は、申し込みを受付けた月の翌月の1日に抽選を行い、1申込者あたり利用しようとする月あたりの件数が、公園施設及びスポーツ施設を合わせて3件を上限に当選の認定を行うものとする。
 - 9 市長は、抽選結果を予約システム規則第3条第2項に規定する方法により、抽選を行った日の翌日の午前9時に申込者に対し通知するものとする。
 - 10 第4項に定める方法により抽選申込みを受け付けた場合は、抽選結果通知書(様式6)により、抽選を行った日の翌日以降速やかに通知する方法を加えて行うものとする。
 - 11 当選の認定の有効期限は、第8項に定める抽選を行った日の属する月の9日とする。
 - 12 前項の当選の認定の有効期限までの期間は、当該当選の承認を受けた者以外の者は、当該当選の認定に係る利用と重複する利用に係る利用申込みを行うことができないものとする。
 - 13 当選の認定を受けた者は、第11項に定める有効期限までに、当選の承認に係る利用を行わないことになったときは、第3項に定める方法により、速やかに当選の辞退の申出を行うものとする。この場合においては、第11項の規定にかかわらず、当該辞退の申出が行われたときをもって、有効期限に達したものとみなす。

(利用申込み期間の特例)

第6条 規則第6条第9項ただし書に定める区長が特に必要と認める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とし、利用申込書を提出できる日は、当該各号に定める日からとする。

- (1) 第7条に定める優先仮予約の承認を受けた者が利用申込みを行う場合 利用日の属する月の12月前の初日
- (2) 第9条に定める使用調整期間に該当する場合 第9条に定める使用調整期間が終了した日の翌日

(優先仮予約)

第7条 利用者登録者は、あらかじめ市長から優先仮予約の承認を受けることにより、利用申込書を市長に提出することができる。

2 優先仮予約の承認を受けようとする者は、利用者カードを提示のうえ、次の各号により申請書を提出するものとする。ただし、第8条第3項に定める施設使用計画書の提出を行った場合については、この限りでない。

- (1) 優先使用该当確認を受けている団体は、優先仮予約承認申請書(様式10)を該当区(高砂中央公園においては建設局)又は秋保総合支所担当課に対し提出するものとする。
- (2) 優先使用该当確認を受けようとする団体は、優先使用该当確認申請書兼確認通知書兼優先仮予約申請書兼承認通知書(様式13)を該当区(高砂中央公園においては建設局)又は秋保総合支所担当課に対し提出するものとする。

3 前項の優先仮予約承認申請書及び優先使用该当確認申請書兼確認通知書兼優先仮予約申請書兼承認通知書(以下「優先仮予約申請書」という。)には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 次に掲げる事項を含む利用内容を明らかにする書類

- ア 参加者及び参加団体の数、資格、募集方法並びに地理的範囲
- イ 利用に係る大会又は行事の日程
- ウ 下位大会及び上位大会に関すること

(2) 設立目的、事業概要、役員、収支予算、規約等利用者の概要を明らかにする書類

4 第2項の優先仮予約申請書を提出できる時期は次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から利用日の属する月の3月前の20日までとする。(利用日の属する年度の前年度中第8条第3項第1号に定める者に対し施設使用計画書の提出を求める日から回答日までの期間、同項第2号に定める者に対し施設使用計画書の提出を求める日から回答日までの期間及び同項第3号に定める者に対し施設使用計画書の提出を求める日から第9条第2項に定める期間の終了日までの期間を除く。)ただし、建設局長又は区長が特に必要があると認める場合は、この限りではない。

- (1) 国際規模の競技大会で7日間以上連続して施設を利用する場合 利用日の属する年度の2年度前の年度の初日
- (2) 前号に定める場合以外の国際規模の競技大会及び国内全域規模の競技大会で5日間以上連続して施設を利用する場合 利用日の属する年の前年度の初日
- (3) 前号に定める場合以外の国内全域規模の競技大会で3日間以上連続して施設を利用する場合 利用日の属する年度の前年度中第8条第3項第2号に定める者に求める施設使用計画書の回答日
- (4) 上記各号以外の場合 第9条に定める使用調整期間が終了した日

5 市長は、次の各号に掲げる要件に該当する場合に、優先仮予約の承認を行うものとする。

- (1) 利用目的が次のいずれかに該当すること

- ア 仙台市及び市長が別に定める者が主催又は共催する事業
- イ 仙台市又は各区レベルの住民組織の主催する大会等
- ウ 区レベル以上で一定規模以上のアマチュアスポーツ競技大会
- エ その他建設局長又は区長が特に必要があると認める目的

- (2) 申請者が他に承認を受けている優先仮予約がある場合、当該優先仮予約について、利用日の属する月の3月前の25日までに、利用申込みを行っていること
 - (3) 申請者が他に承認を受けている利用がある場合、第12条第3項で規定する納期限までに条例第12条で規定する使用料を納入していること
 - (4) 複数の利用時間帯を利用（庭球場にあっては、複数コートを連続した時間を利用）すること
 - (5) 参加するチーム数が10チーム以上であること。ただし、建設局長が認める場合はこの限りではない。
- 6 市長は、優先仮予約申請書を受理し審査を行っている期間中に当該申請に係る利用日時及び施設に重複がある別の優先仮予約申請を受理した場合は、重複に係る申請については、次の各号に掲げる順に承認を行うことができるものとする。ただし、重複に係る申請が、同順位の場合は、利用に係る人数の規模が大きい順に、利用に係る人数の規模がほぼ同じ場合は、優先仮予約申請を受理した期日が早い順に承認することができるものとする。
- (1) アマチュアスポーツの競技大会で利用することを目的とした申請
 - (2) 競技大会以外のアマチュアスポーツで利用することを目的とした申請
 - (3) アマチュアスポーツ以外で利用することを目的とした申請
- 7 市長は、優先仮予約の承認を行ったときは、申請者に対し優先仮予約承認書（様式 11）を、第7条第5項の規定に該当すると認める場合は、確認を行った旨を記述した優先使用該当確認申請書兼確認通知書兼優先仮予約申請書兼承認通知書（様式 13）を申請者に交付するものとする。ただし、第8条第3項に定める施設使用計画書の提出を行った者に対し、同条第4項の通知を行った場合は、優先仮予約承認書又は優先使用該当確認申請書兼確認通知書兼優先仮予約申請書兼承認通知書による交付があったものとみなす。
- 8 優先仮予約の承認を受けた者は、利用日の属する月の3月前の25日にまで承認を受けた利用について、承認を受けた利用の内容を明らかにする書類を添えて、利用申込みを行うものとする。
- 9 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、優先仮予約の承認を取り消すことができる。
- (1) 優先仮予約の承認を受けた者が、利用日の属する月の3月前の25日までに利用申込みを行わなかった場合
 - (2) 優先仮予約の承認を受けた者が、優先仮予約の承認を受けた使用に関する利用申込みを行う前に、他に受けた公園施設及びスポーツ施設の利用許可について、第12条第3項で規定する納期限までに条例第12条及び第13条の2に規定する使用料を納入しなかった場合
- 10 市長は、前項の規定により優先仮予約の承認の取り消しを行ったときは、取り消した者に対し優先仮予約承認取消通知書（様式 12）により通知するものとする。
- (H18.3 第2項、第4項、第5項第1号 改正)
- (H19.3 第2項～第4項 改正、第5項 改正(5)追加、第7項 改正)
- (R5.3 第2項、第4項 改正)

(使用調整会議)

- 第8条 市長は、前条第5項第1号、同項第4号及び第5号に定める場合に該当し、かつ、次の各号のいずれかに該当する申請がなされた場合にその利用しようとする日が次年度に当たるときはその利用の調整のため、使用調整会議を開催することができる。
- (1) 仙台市が主催又は共催する大会等

- (2) 市長が別に定める者又は各区レベルの住民組織が主催する大会等
- (3) その他建設局長又は区長が特に必要があると認める利用
- 2 使用調整会議は次の各号に定める者が出席できるものとする。
 - (1) 仙台市施設管理担当課及び仙台市の施設を利用する局公所
 - (2) 市長が別に定める者又は各区レベルの住民組織
 - (3) その他建設局長又は区長が必要と認める者
- 3 市長は、次の各号に定める者の順により施設使用計画書の提出を求めるものとし、使用調整会議に出席する者は、市長の求めに応じ施設使用計画書を提出するものとする。
 - (1) 仙台市（アマチュアスポーツの利用に限る。）
 - (2) 仙台市（前号の利用以外の利用に限る。）、仙台市小学校教育研究会体育研究部会、仙台市中学校体育連盟等
 - (3) 市長が別に定める者、各区レベルの住民組織者及び建設局長又は区長が必要と認める者
- 4 市長は、使用調整会議により、優先仮予約を承認した使用について、第3項に定める施設使用計画書の提出した者に対し通知するものとする。
 - (H18.3 第1項及び第2項 改正)
 - (H19.3 第1項～第3項 改正)

（利用調整期間）

- 第9条 市長は、前条で定める使用調整会議に係る事務について、期間を定めて行うものとする。
- 2 前項の期間は、利用日の属する年度の前年度の9月1日から翌年の1月15日までの期間内で、建設局長が定める期間とする。
 - 3 第5条第3項の規定にかかわらず、利用調整期間が終了するまでの間は、次年度の利用に関する第4条に定める専用利用の申込みの受付（第7条に定める優先仮予約の承認を得て専用利用の申込みを行う場合を除く。）、第5条に定める抽選の受付は行わないものとする。
 - (H18.3 第2項 改正)

（使用取りやめ申出手続きの特例）

- 第10条 規則第6条の2ただし書に規定する当該許可をした者が特別な事由があると認めるときは、次の各号のいずれにも該当する場合とする。
- (1) 登録者が次の各号に該当する利用取りやめを行う場合
 - ア ロ座振替により使用料の納入する旨登録された者が取りやめを行う場合
 - イ 使用料を納入した後に取りやめを行う場合
 - ウ 利用日の14日前以前の日に取りやめを行う場合
 - (2) 予約システム規則第3条第2項第1号又は第2号に掲げる方法を利用して利用取りやめを行う場合
- 2 前項に該当する利用取りやめがあった場合は、同項第2号に定める取りやめの操作が完了した日をもって、規則第6条の2に定める利用取りやめ申出書の提出があったものとみなす。
 - (H25.11 第1項・第2項 改正)

（事前確保）

- 第11条 市長は、第8条第3項第2号に掲げる者に施設使用計画書の提出を求める時期までに、次年度の休日及び土曜日について、第5条に定める抽選の申込み並びに第7条第2項の優先利用仮予約を行える日及び時間帯をあらかじめ確保する必要があると認める公園施設について、当該日及び時間帯を事前に確保することができる。

(使用料の後納)

第 12 条 規則第 8 条の 2 第 2 号に規定する市長が特別な事由があると認める場合は、市長が使用料の後納を承認した場合とする。

2 前項に定める使用料の後納の承認を受けようとする者は、利用申込みを行った日から起算して 11 日以内の日又は使用承認書を受領する日までに、使用料の後納承認申請を該当区（高砂中央公園においては建設局）又は秋保総合支所担当課に対し行うものとする。

3 第 1 項に定める承認は、次の各号のいずれかに該当する場合とし、その納期限は、当該各号に定める日とする。

(1) 使用者が国又は地方公共団体であるため、その内部手続き上の事由により、利用許可の際に使用料を納入することができないものと認めるとき 利用日以降 14 日以内の日

(2) 使用料が多額であり、利用許可の際に使用料を納入することが難しいと認めるとき 利用日以降 14 日以内の日

(3) 口座振替による使用料の納入ができる旨登録されていない者が予約システム規則第 3 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に定める方法により利用申込みをしたとき 利用申込みを行った日から起算して 11 日以内の日

(4) その他建設局長又は区長が特別な事由があると認めるとき 別途指定する日

4 市長は、使用料の後納を認めたときは、使用承認書に次の事項を記載しなければならない。

(1) 使用料の後納を認めたこと

(2) 前項各号に掲げる承認の根拠

(3) 納入年月日

5 前 2 項の規定にかかわらず、優先仮予約の承認を受けたものは、後納の承認を受けることはできない。

(H19.3 第 2 項及び第 3 項 改正, 第 5 項 追加)

(R5.3 第 2 項 改正)

(使用料の返還)

第 13 条 規則第 9 条第 3 項の規定により使用料の返還は、次条に規定する場合を除き、市長が使用料の返還を認める場合とする。

2 前項に定める使用料の返還を受けようとする者は、還付請求書（様式 9）に使用承認書と領収書を添えて、該当区（高砂中央公園においては建設局）又は秋保総合支所担当課に提出しなければならない。

3 利用の許可を受けた者が、前項に規定する手続を他の者に行わせようとする場合は、前項に定める書類の他別に定める委任状を該当区（高砂中央公園においては建設局）又は秋保総合支所担当課に提出するものとする。

(H19.3 第 1 項～第 3 項 改正)

(R5.3 第 2 項, 第 3 項 改正)

(使用料の返還手続の特例)

第 14 条 規則第 9 条第 4 項ただし書に規定する当該許可をした者が特別な事由があると認めるときは、使用料の返還を請求する者が、規則第 8 条の 2 第 1 号の規定により使用料の後納の承認を受けた場合で、次の各号のいずれかに該当する場合とする

(1) 第 10 条第 1 項第 2 号に定める方法により利用取りやめを行った場合

(2) 条例第 13 条の 2 第 2 号に該当する場合

2 前項の場合にあっては、市長は口座振替により使用料の納入する旨登録された口座に振込む方法により使用料を返還するものとする。

3 前項の方法で使用料の返還が完了した場合は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日に使用料の還付請求書の提出がなされたものとみなす。

(1) 第1項第1号に該当する場合 利用の取りやめの操作を完了した日

(2) 第1項第2号に該当する場合 利用日

(H25.11 第1項 改正)

(事前協議)

第15条 公園施設を専用利用し大会、行事等を開催しようとする者は、利用申込みを行う前に別表2の窓口名に掲げる各受付事務所と協議を行うものとし、主催者側の連絡責任を明確にしなければならない。

(原状回復)

第16条 会場準備及び利用後の原状回復は利用者が行うものとし、これに要した費用は利用者の負担とする。

2 利用者が自らの責任において原状回復ができない場合は、公園施設管理者において原状回復し、これに要した費用は利用者の負担とする。

(公園施設を利用する意思の認定)

第17条 規則第8条の3第4項に定める公園施設を利用する意思があると認められないときは、次の各号に掲げる場合とする。

(1) 次の各号に掲げる場合以外の場合

ア 第7条に規定する優先仮予約の承認を受けて利用申込みを行った場合

イ 口座振替により使用料を納入する旨登録されている者が利用申込みを行った場合でかつ施設を利用した場合

ウ 口座振替により使用料を納入する旨登録されている者以外の者が利用申込みを行った場合かつ使用料の後納の納期限が利用日の13日前の日から利用日までの期間に該当する場合で、次のいずれかに該当する場合とする。

い 納期限の日までに、使用承認を受けた内容で使用する旨及び速やかに使用料を納入する旨の連絡が窓口あてあり、利用日までに使用料の納入があった場合

ろ 別表3に定めるスポーツ施設等を利用する場合で、利用を行った場合

エ 口座振替により使用料を納入する旨登録されている者以外の者が利用申込みを行った場合で使用料の後納の納期限が利用日の14日前の日以前の日に該当する場合

(利用者の遵守事項)

第18条 利用者は、条例第5条に規定するもののほか、使用承認書の記載事項を遵守するものとする。

2 利用者は、施設利用を開始する際は、使用承認書を受付窓口に提示するものとする。(第4条第6項に該当する者にあつては、利用者カード)

(指定管理者に管理を行わせる場合における規定の適用)

第19条 条例第22条の規定により指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に公園施設の管理を行わせる場合における第4条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(H17.3 第1項 改正)

(H18.3 第3項 改正)

(H19.3 第2項及び第3項 削除)

(H19.3 第20条 削除)

附 則

この要領は、平成16年4月1日から実施する。

附 則（平成16年10月18日改正）

この要領は、平成17年4月1日から実施する。

附 則（平成17年3月24日改正）

この要領は、平成17年4月1日から実施する。

附 則（平成18年3月27日改正）

この要領は、平成18年4月1日から実施する。

附 則（平成19年3月30日改正）

この要領は、平成19年4月1日から実施する。

附 則（平成25年11月22日改正）

この要領は、平成25年11月23日から実施する。

附 則（平成31年4月22日改正）

この要領は、令和元年5月1日から実施する。

附 則（令和5年3月31日改正）

この要領は、令和5年4月1日から実施する。

附 則（令和6年3月31日改正）

この要領は、令和6年4月1日から実施する。

附 則（令和6年6月13日改正）

この要領は、令和6年6月16日から実施する。

附 則（令和7年1月31日改正）

この要領は、令和7年2月16日から実施する。

別表 1（要領第 5 条 6 (2) 関係）

区 分	施 設 名	使 用 時 間 帯 区 分
野球場	卸町東二丁目公園野球場	午前 6 時から午前 8 時 午前 8 時から午前 12 時 午前 12 時から午後 5 時 午後 5 時から午後 9 時
	扇町一丁目公園野球場	午前 6 時から午前 8 時 午前 8 時から午前 12 時 午前 12 時から午後 5 時 午後 5 時から午後 7 時
	日の出町公園野球場	午前 6 時から午前 8 時 午前 8 時から午前 12 時 午前 12 時から午後 5 時 午後 5 時から午後 7 時
	広瀬川若林緑地野球場	午前 6 時から午前 8 時 午前 8 時から午前 12 時 午前 12 時から午後 5 時 午後 5 時から午後 7 時
	卸町五丁目公園野球場	午前 6 時から午前 8 時 午前 8 時から午前 12 時 午前 12 時から午後 5 時 午後 5 時から午後 7 時
	太白公園野球場	午前 8 時から午前 12 時 午前 12 時から午後 5 時 午後 5 時から午後 7 時
	海岸公園野球場	午前 6 時から午前 8 時 午前 8 時から午前 12 時 午前 12 時から午後 5 時 午後 5 時から午後 7 時
	西中田公園野球場	午前 6 時から午前 8 時 午前 8 時から午前 12 時 午前 12 時から午後 5 時 午後 5 時から午後 7 時
	桜ヶ丘公園野球場	午前 6 時から午前 8 時 午前 8 時から午前 12 時 午前 12 時から午後 5 時 午後 5 時から午後 7 時
	西花苑公園野球場	午前 6 時から午前 8 時 午前 8 時から午前 12 時 午前 12 時から午後 5 時 午後 5 時から午後 7 時

	湯元公園野球場	午前 6 時から午前 9 時 午前 9 時から午前 12 時 午前 12 時から午後 5 時
	長命ヶ丘公園野球場	午前 8 時から午前 12 時 午前 12 時から午後 5 時 午後 5 時から午後 7 時
	北河原公園野球場	午前 6 時から午前 8 時 午前 8 時から午前 12 時 午前 12 時から午後 5 時 午後 5 時から午後 7 時
	寺岡中央公園野球場	午前 6 時から午前 8 時 午前 8 時から午前 12 時 午前 12 時から午後 5 時 午後 5 時から午後 7 時
	将監公園野球場	午前 6 時から午前 8 時 午前 8 時から午前 12 時 午前 12 時から午後 5 時 午後 5 時から午後 7 時
	松陵公園野球場	午前 6 時から午前 8 時 午前 8 時から午前 12 時 午前 12 時から午後 5 時 午後 5 時から午後 7 時
	七北田公園野球場	午前 6 時から午前 8 時 午前 8 時から午前 12 時 午前 12 時から午後 5 時 午後 5 時から午後 7 時
	虹の丘公園野球場	午前 6 時から午前 8 時 午前 8 時から午前 12 時 午前 12 時から午後 5 時 午後 5 時から午後 7 時
	評定河原公園野球場	午前 6 時から午前 8 時 午前 8 時から午前 12 時 午前 12 時から午後 5 時 午後 5 時から午後 7 時
	高砂中央公園野球場	午前 6 時から午前 8 時 午前 8 時から午前 12 時 午前 12 時から午後 5 時 午後 5 時から午後 7 時
庭球場	青葉山公園庭球場	午前 9 時から午前 10 時 午前 10 時から午前 11 時 午前 11 時から午前 12 時 午前 12 時から午後 1 時 午後 1 時から午後 2 時 午後 2 時から午後 3 時

	午後3時から午後4時 午後4時から午後5時 午後5時から午後6時 午後6時から午後7時
卸町東二丁目公園庭球場	午前6時から午前7時 午前7時から午前8時 午前8時から午前9時 午前9時から午前10時 午前10時から午前11時 午前11時から午前12時 午前12時から午後1時 午後1時から午後2時 午後2時から午後3時 午後3時から午後4時 午後4時から午後5時 午後5時から午後6時 午後6時から午後7時 午後7時から午後8時 午後8時から午後9時
寺岡中央公園庭球場	午前6時から午前7時 午前7時から午前8時 午前8時から午前9時 午前9時から午前10時 午前10時から午前11時 午前11時から午前12時 午前12時から午後1時 午後1時から午後2時 午後2時から午後3時 午後3時から午後4時 午後4時から午後5時 午後5時から午後6時 午後6時から午後7時
評定河原公園庭球場	午前6時から午前7時 午前7時から午前8時 午前8時から午前9時 午前9時から午前10時 午前10時から午前11時 午前11時から午前12時 午前12時から午後1時 午後1時から午後2時 午後2時から午後3時 午後3時から午後4時 午後4時から午後5時 午後5時から午後6時

	午後 6 時から午後 7 時
虹の丘公園庭球場	午前 6 時から午前 7 時 午前 7 時から午前 8 時 午前 8 時から午前 9 時 午前 9 時から午前 10 時 午前 10 時から午前 11 時 午前 11 時から午前 12 時 午前 12 時から午後 1 時 午後 1 時から午後 2 時 午後 2 時から午後 3 時 午後 3 時から午後 4 時 午後 4 時から午後 5 時 午後 5 時から午後 6 時 午後 6 時から午後 7 時
向陽台五丁目緑地庭球場	午前 6 時から午前 7 時 午前 7 時から午前 8 時 午前 8 時から午前 9 時 午前 9 時から午前 10 時 午前 10 時から午前 11 時 午前 11 時から午前 12 時 午前 12 時から午後 1 時 午後 1 時から午後 2 時 午後 2 時から午後 3 時 午後 3 時から午後 4 時 午後 4 時から午後 5 時 午後 5 時から午後 6 時 午後 6 時から午後 7 時
松陵公園庭球場	午前 6 時から午前 7 時 午前 7 時から午前 8 時 午前 8 時から午前 9 時 午前 9 時から午前 10 時 午前 10 時から午前 11 時 午前 11 時から午前 12 時 午前 12 時から午後 1 時 午後 1 時から午後 2 時 午後 2 時から午後 3 時 午後 3 時から午後 4 時 午後 4 時から午後 5 時 午後 5 時から午後 6 時 午後 6 時から午後 7 時

将監公園庭球場	午前6時から午前7時 午前7時から午前8時 午前8時から午前9時 午前9時から午前10時 午前10時から午前11時 午前11時から午前12時 午前12時から午後1時 午後1時から午後2時 午後2時から午後3時 午後3時から午後4時 午後4時から午後5時 午後5時から午後6時 午後6時から午後7時
長命ヶ丘公園庭球場	午前6時から午前7時 午前7時から午前8時 午前8時から午前9時 午前9時から午前10時 午前10時から午前11時 午前11時から午前12時 午前12時から午後1時 午後1時から午後2時 午後2時から午後3時 午後3時から午後4時 午後4時から午後5時 午後5時から午後6時 午後6時から午後7時
湯元公園庭球場	午前9時から午前10時 午前10時から午前11時 午前11時から午前12時 午前12時から午後1時 午後1時から午後2時 午後2時から午後3時 午後3時から午後4時 午後4時から午後5時
桜ヶ丘公園庭球場	午前9時から午前10時 午前10時から午前11時 午前11時から午前12時 午前12時から午後1時 午後1時から午後2時 午後2時から午後3時 午後3時から午後4時 午後4時から午後5時 午後5時から午後6時 午後6時から午後7時

	七北田公園庭球場	午前 9 時から午前 10 時 午前 10 時から午前 11 時 午前 11 時から午前 12 時 午前 12 時から午後 1 時 午後 1 時から午後 2 時 午後 2 時から午後 3 時 午後 3 時から午後 4 時 午後 4 時から午後 5 時 午後 5 時から午後 6 時 午後 6 時から午後 7 時
	海岸公園庭球場	午前 9 時から午前 10 時 午前 10 時から午前 11 時 午前 11 時から午前 12 時 午前 12 時から午後 1 時 午後 1 時から午後 2 時 午後 2 時から午後 3 時 午後 3 時から午後 4 時 午後 4 時から午後 5 時 午後 5 時から午後 6 時 午後 6 時から午後 7 時
	住吉台西四丁目公園庭球場	午前 9 時から午前 10 時 午前 10 時から午前 11 時 午前 11 時から午前 12 時 午前 12 時から午後 1 時 午後 1 時から午後 2 時 午後 2 時から午後 3 時 午後 3 時から午後 4 時 午後 4 時から午後 5 時 午後 5 時から午後 6 時 午後 6 時から午後 7 時
	中田中央公園庭球場	午前 9 時から午前 10 時 午前 10 時から午前 11 時 午前 11 時から午前 12 時 午前 12 時から午後 1 時 午後 1 時から午後 2 時 午後 2 時から午後 3 時 午後 3 時から午後 4 時 午後 4 時から午後 5 時 午後 5 時から午後 6 時 午後 6 時から午後 7 時
	高砂中央公園庭球場	午前 9 時から午前 10 時 午前 10 時から午前 11 時 午前 11 時から午前 12 時 午前 12 時から午後 1 時

		午後 1 時から午後 2 時 午後 2 時から午後 3 時 午後 3 時から午後 4 時 午後 4 時から午後 5 時 午後 5 時から午後 6 時 午後 6 時から午後 7 時
運動広場	広瀬川仲ノ瀬緑地運動広場	午前 6 時から午前 8 時 午前 8 時から午前 12 時 午前 12 時から午後 5 時 午後 5 時から午後 7 時
	扇町四丁目公園運動広場	午前 6 時から午前 8 時 午前 8 時から午前 12 時 午前 12 時から午後 5 時 午後 5 時から午後 7 時
	広瀬川牛越緑地運動広場	午前 6 時から午前 8 時 午前 8 時から午前 12 時 午前 12 時から午後 5 時 午後 5 時から午後 7 時
	広瀬川中河原緑地運動広場	午前 6 時から午前 8 時 午前 8 時から午前 12 時 午前 12 時から午後 5 時 午後 5 時から午後 7 時
	名取川富田緑地運動広場	午前 6 時から午前 8 時 午前 8 時から午前 12 時 午前 12 時から午後 5 時 午後 5 時から午後 7 時
	富沢公園運動広場	午前 6 時から午前 8 時 午前 8 時から午前 12 時 午前 12 時から午後 5 時 午後 5 時から午後 7 時
	中田中央公園運動広場	午前 6 時から午前 8 時 午前 8 時から午前 12 時 午前 12 時から午後 5 時 午後 5 時から午後 7 時
	高砂中央公園運動広場	午前 6 時から午前 8 時 午前 8 時から午前 12 時 午前 12 時から午後 5 時 午後 5 時から午後 7 時

別表 2（要領第 4 条 2，第 5 条 3・5，第 15 条 関係）

窓口名	受付け時間
仙台市体育館	午前 9 時から午後 9 時まで

仙台市若林体育館	午前 9 時から午後 9 時まで
仙台市青葉体育館	午前 9 時から午後 9 時まで
仙台市宮城広瀬総合運動場	午前 9 時から午後 9 時まで
仙台市秋保体育館	午前 9 時から午後 9 時まで
仙台市泉総合運動場泉体育館	午前 9 時から午後 9 時まで
仙台市泉総合運動場泉庭球場	午前 9 時から午後 5 時まで（4 月 1 日から 10 月 31 日までの期間にあっては、午後 7 時まで）
仙台市泉総合運動場泉サッカー場	午前 9 時から午後 5 時まで
仙台市泉海洋センター	午前 9 時から午後 9 時まで
仙台市根白石温水プール	午前 10 時から午後 8 時まで
仙台市今泉運動場	午前 10 時から午後 8 時まで
仙台市葛岡温水プール	午前 10 時から午後 8 時まで
仙台市中田温水プール	午前 10 時から午後 8 時まで
仙台市屋内グラウンド	午前 9 時から午後 10 時まで
仙台市川内庭球場	午前 9 時から午後 5 時まで（4 月 1 日から 10 月 31 日までの期間にあっては、午後 9 時まで）
仙台市北中山コミュニティグラウンド	午前 9 時から午後 9 時まで
仙台市新田東総合運動場宮城野体育館	午前 9 時から午後 9 時まで
仙台市新田東総合運動場仙台市民球場	午前 9 時から午後 9 時まで
仙台市出花体育館	午前 9 時から午後 9 時まで
仙台市陸上競技場	午前 9 時から午後 6 時まで（4 月 1 日から 10 月 31 日までの期間にあっては、午後 7 時まで）、 日曜日、土曜日及び休日にあつては午前 9 時から午後 6 時まで
スポーツナビゲーションセンターせんだい	午前 9 時から午後 7 時まで
青葉山公園の一部（庭球場を含む。）クラブハウス	午前 9 時から午後 5 時まで（4 月 1 日から 10 月 31 日までの期間にあっては、午後 7 時まで）
海岸公園の一部（野球場及び庭球場を含む。）クラブハウス	午前 9 時から午後 5 時まで（4 月 1 日から 10 月 31 日までの期間にあっては、午後 7 時まで）
卸町東二丁目公園クラブハウス	午前 9 時から午後 5 時まで（4 月 1 日から 10 月

	31 日までの期間にあっては、午後 9 時まで)
湯元公園管理棟	午前 9 時から午後 5 時まで
七北田公園の一部（野球場及び庭球場を含む。）クラブハウス	午前 9 時から午後 5 時まで（4 月 1 日から 10 月 31 日までの期間にあっては、午後 7 時まで）
高砂中央公園の一部（野球場、庭球場、運動広場及びキャンプ場を含む。）管理棟	午前 9 時から午後 5 時まで（4 月 1 日から 10 月 31 日までの期間にあっては、午後 7 時まで）

別表 3（要領第 17 条(1)ウ 関係）

施 設 名
青葉山公園庭球場
海岸公園野球場
海岸公園庭球場
卸町東二丁目公園野球場
卸町東二丁目公園庭球場
湯元公園野球場
湯元公園庭球場
七北田公園野球場
七北田公園庭球場
高砂中央公園野球場
高砂中央公園庭球場
高砂中央公園運動広場

様式1(表面)

郵便はがき

50円切手を
はってください。

980-0012

仙台市青葉区錦町1丁目3番9号
(仙台市役所錦町庁舎3階)

(財) 仙台市スポーツ振興事業団
事務局 行

[抽選申込方法] 問合せ・・・TEL022-216-3202

- 1. 差出人欄の項目をご記入して下さい。
- 2. ハガキ裏面に利用者番号・使用月とご希望の施設番号・使用月日・
使用内容(種目)・時間帯を3つまでご記入して下さい。
- 3. 50円切手を表と裏(返信用)に貼ってポストに投函して下さい。

尚、抽選はコンピュータで行います。抽選結果は、当選・落選にかかわらず
ハガキで通知します。

(差出人欄)

利用者氏名	
電話番号(連絡先)	(自宅) (勤務先)

様式1(裏面)

50円切手をはってください

数字は記入例のとおり黒字でていねいに記入してください。
機械で読みとれない場合は無効となることがあります。
機械処理しますので汚したり折ったりしないでください。
抽選結果通知書のハガキ代になりますので、切手は必ず貼り付けてください。(申込者負担)

仙台市スポーツ施設抽選申込ハガキ

利用者番号

施設番号

使用月日

使用内容(種目)

時間帯番号

施設番号

使用月日

使用内容(種目)

時間帯番号

施設番号

使用月日

使用内容(種目)

時間帯番号

記入例

→

たて1本で

すきまをあける

角をつける

とじる

1

2

3

4

5

6

7

8

9

0

当選された方は、下記により当選者使用申込み手続きを行ってください。

※ 無効になった抽選申込みの件は、表面には記載されておりません

1 口座振替による支払いが開始されていない方

申込み期限・・・今日 9 日

※ 期限までに申込みを行わない場合は、当選は無効になります。

持参する物・・・このハガキ（当選分）・使用料・利用者カード

受付け場所 下記の窓口（電話は不可）

★受付け窓口★

受付日時	9:00～17:00	9:00～閉館時刻
行政区	年末年始・土日祝を除く日	年末年始を除く日
青 葉 区	青葉区まちづくり推進課、 宮城総合支所まちづくり推進課	青葉体育館、川内庭球場、 宮城広瀬総合運動場、評定河原公園、 葛岡温水プール
宮城野区	宮城野区まちづくり推進課	
若 林 区	若林区まちづくり推進課	勤労者体育館、今泉運動場
太 白 区	太白区まちづくり推進課 秋保総合支所総務課	仙台市体育館、秋保体育館、中田温水プール
泉 区	泉区まちづくり推進課	泉総合運動場、泉海洋センター、 シェルコムせんだい、根白石温水プール 泉サッカー場

2 口座振替による支払いが開始されている方

上記期限までに、インターネット又は市民用端末等で申込み手続きを行ってください。（上記同様に窓口での申込みもできます。）

※ 抽選後の空き使用申込み開始日 今月 2 日から

（財）仙台市スポーツ振興事業団

仙台市青葉区錦町 1 丁目 3-9（仙台市役所錦町庁舎 3 階）

電 話：022-215-3202

郵便はがき



□□□-□□□□

様

発行

施設名			
面			
使用内容（種目）			
使用年月日			
使用時間			
抽選結果			
当選者 使用申込期間			

※必ず裏面もお読みください。

様式7

決 裁				

使用申込書

あて先 仙台市長

住 所

団体名・個人名

代表者名

担当者名

電話番号

FAX

利用者番号

(自署)

下記の内容で使用申込をいたします。

仮予約番号 :
使用日 :
:

使用人数 :

(料金：円)
施設使用料
附帯設備料
照明料
冷暖房料
減免額
金額計

(内容)

施設名	使用日	面	時間	本番時間	使用目的	使用区分	
	施設使用料	減料	附帯設備料	照明料	冷暖房料	減免額	(*)取消料

使用承認書（許可書）

20**年 *月 *日（*）

仙台市長

仙台 市長

利用者番号 :
電話番号 :
申込日 :

使用番号 :
催物名 :
使用日 :
使用内容（種目） :
使用人数 :

（料金：円）
施設使用料
附帯設備料
減免額
金額計

収納計
未収納

支払方法 :
利用者料金区分 :
居住区分 :
減免率 :

■ ご利用の際は以下の点にご注意ください。

- ・ 使用を取止めたり、お申し込みの内容を変更される場合は、すみやかに当センターまでお申し出ください。
- ・ 変更によって使用料の増額が生じた場合は、その額を納めていただきます。
- ・ 使用料は原則としてお返しできませんが、還付金返還期間に取り消しの手続きをされた場合、使用料の一部をお返し（還付）いたします。

下記の通り、使用の承認をいたします。

（内容）

施設名	使用日 施設使用料	延長料	時間 附帯設備料	本番時間	使用目的	減免額	(*)取消料	使用区分 合計額
-----	--------------	-----	-------------	------	------	-----	--------	-------------

優先仮予約承認願出書

(あて先)
仙台市長

願出者

※利用者番号																			
--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

所在地(〒)

代表者

担当者氏名

担当者連絡先

FAX

仙台市都市公園内野球場・庭球場・運動広場運営要領第7条第2項に基づき下記のとおり願出ます。

記

使用内容 (大会・行事名等)		
主催者 (名称・所在地)		
大会・行事等日程時	年 月 日 () ~ 時 分 ~	年 月 日 () 時 分
大会・行事等参加者 (参加団体)	チーム	団体
	参加者の地理的範囲	市内・県内・東北地方・国内・その他 ()
	参加資格	
使用施設名		
施設使用日時	年 月 日 () ~ 時 分 ~	年 月 日 () 時 分
施設使用人数	人 (内訳：役員等 人 参加者 人 観客 人)	
備考		

※ 優先仮予約承認を受けるためには、仙台市市民利用施設予約システムへの利用者登録が必要です。

(注) 本願出書には下記の書類を添付願います。

- 1 大会・行事等の開催要項等下記事項を含む使用内容を明らかにする書類
 - ① 参加者及び参加団体の人数、資格、募集方法、地理的範囲(市内・県内・東北地方等)
 - ② 使用に係る大会又は行事の日程
 - ③ 下位大会、上位大会に関すること
- 2 主催団体の設立目的、事業概要、役員、収支予算、規約等使用者の概要を明らかにする書類

年 月 日

優先仮予約承認書

願出者

様
(※利用者番号：)

仙 台 市 区 長

仙台市都市公園内野球場・庭球場・運動広場運営要領第7条第7項に基づき下記のとおり通知します。

記

利用内容 (大会・行事名等)	
主催者 (名称・所在地)	
利用施設名	
施設利用日時	年 月 日 () ～ 年 月 日 () 時 分 ～ 時 分

※ 利用日の属する月の3月前の25日にまで承認を受けた使用の内容を明らかにする書類を添えて、都市公園に係る指定管理者の各窓口で利用申込みを行って下さい。

なお、上記期限までに、利用申込みがなされないときは、本優先仮予約承認が取消される場合があります。また、願出者が受けた使用承認のうち、口座振替による支払い等使用料を後納方式により納入する場合で、その納期限までに使用料が納入されなかったときにも、本優先仮予約承認が取消される場合があります。

また、使用申込時期によっては、施設使用料の支払い方法を指定させていただく場合があります。

指定管理者 窓口名
電話番号 022- -
(9:00～17:00)

年 月 日

優先仮予約取消通知書

願出者

様

※利用者番号									
--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

仙 台 市 区 長

年 月 日付け承認いたしました優先仮予約については、下記のとおり取消しましたので、仙台市都市公園内野球場・庭球場・運動広場運営要領第7条第10項にもとづき通知します。

記

取消した理由	仙台市都市公園内野球場・庭球場・運動広場運営要領第7条第9項第 号に該当したため
利用内容 (大会・行事名等)	
主催者 (名称・所在地)	
利用施設名	
施設利用日時	年 月 日 () ～ 年 月 日 () 時 分 ～ 時 分

様式 13

優先使用該当確認申請書・確認通知書 兼 優先仮予約承認申請書・承認通知書

申請者

※利用者番号									
--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

所在地（〒）

代表者

担当者氏名

担当者連絡先

F A X

下記のとおり申請します。

記

利用内容 (大会・行事名等)			
主催者 (名称・所在地)			
大会・行事等参加者 (参加団体)	チーム		団体
	参加者の地理的範囲	市内・県内・東北地方・国内・その他（ ）	
	参加資格		
施設利用人数	人 (内訳：役員等 人 参加者 人 観客 人)		
備 考			

- 注) 1 利用希望施設名・利用希望日時は別紙に記入願います。
- 2 本申請書には下記の書類を添付願います。
- (1) 大会・行事等の開催要項等下記事項を含む利用内容を明らかにする書類
- ① 参加者及び参加団体の人数、資格、募集方法、地理的範囲（市内・県内・東北地方等）
- ② 利用に係る大会又は行事の日程
- ③ 下位大会、上位大会に関すること
- (2) 主催団体の設立目的、事業概要、役員、収支予算、規約等利用者の概要を明らかにする書類

上記の申請について、仙台市都市公園内野球場・庭球場・運動広場運営要領第7条第5項の規定による優先使用の基準に該当していることを確認しましたので、同要領第7条第7項の規定にもとづき通知します。

年 月 日

仙台市長

区長

上記の申請及び別紙使用施設・日時について、優先仮予約を承認しましたので、仙台市都市公園内野球場・庭球場・運動広場運営要領第7条第7項の規定にもとづき通知します。

年 月 日

指定管理者

注) 使用日の属する月の3月前の25日にまで本書を提示のうえ、承認を受けた使用内容を明らかにする書類を添えて、都市公園に係る各指定管理者窓口で使用申込みを行って下さい。なお、使用申込みを行う際は、窓口で施設使用料をお支払いいただきます。